

# 健保からのお知らせ

## 平成26年度被扶養者調査について

被扶養者調査とは、健康保険法に基づき被扶養者となっている方が現在も被扶養者の認定基準を満たしているかの確認を行う調査です。扶養に該当しない方を認定してしまうことは、本来、支払う必要のない医療費や高齢者を支えるための国への納付金などを加入者のみなさまの保険料よりご負担いただくことになり、最終的にはみなさまの保険料の負担増につながります。

お手を煩わせますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。



### 被扶養者調査の概要

実施時期：6～7月

\*対象者：平成26年4月1日において18歳以上の被扶養者の方全員(26年4月1日以降に認定された方は対象外のため調査は行いません)。

\*必要な手続き：

- ①就職・結婚⇒「被扶養者異動届(減)」にカード保険証を添付し提出。
- ②大学・専門学校生⇒「学生証の写し」を提出。
- ③アルバイト・パート収入あり⇒直近の「給与明細3ヵ月分の写し」または「給与証明書の写し」の提出。
- ④専業主婦・無職⇒平成26年度の所得証明書を提出。(市区町村の役所で6月以降に発行してもらえます。発行手数料はご負担をお願いします。)
- ⑤年金受給者(非課税扱いである障害・遺族年金も含まれます)⇒直近の「年金振込通知書の写し」を提出。

★被扶養者として認められる収入は、年収の見込みが原則130万円未満の方であって、なおかつ月収が108,300円未満(扶養1人目)の場合です。

★収入が認定基準を超えることが見込まれる場合(出勤日数が増える・賃金上がるなど)は、扶養削除の手続きが必要です。

★調査対象月の平均収入がたまたま認定基準を超える場合は、**平成26年分源泉徴収票の提出**を後日お願いします。

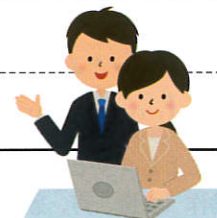
★別居の方は、「仕送り証明書の写し」(送金明細など)が原則必要です。[妻・子(学生、予備校生のみ)は必要ありません。]

★**添付書類は全て写し**(住民票、年金通知、給与明細、所得証明など)で結構です。原本を添付される方はご返却できかねる場合がございます。

### 平成26年度 保健事業の一部をご紹介します。

詳しくはホームページをご覧ください。

専用ダイヤル電話健康相談 (組合員専用番号 0120-929034)	電話で日頃の健康の悩みなどについて相談できます。 (相談料・通話料無料、携帯電話可、年中無休 24時間)
各種健診補助 対象年齢:40歳以上	人間ドック:受診費用の7割(消費税別) 上限28,000円 家族健診:被扶養者および任意継続被保険者のみ(一部負担金あり) 5月上旬にご自宅宛に健診のご案内をお送りします。 特定健診:被扶養者および任意継続被保険者のみ(一部負担金1,000円(税込))
旅行費用の補助 (1人/年1回)	JTB、日本旅行、近畿日本ツーリスト 被保険者2,000円・被扶養者1,500円 <b>旅行前に申請</b> 厚生年金福祉施設、国民宿舎、休暇村、ハイツ・いこいの村 被保険者1,500円・被扶養者1,000円 <b>旅行後に請求</b>
契約施設 (1人/年1回) 東京ドームシティアトラクションズ・東武動物公園の一部負担金に変更になります。	長崎ハウステンボス入場料補助: 大人(18歳以上)1,800円 中・高校生1,320円 4歳以上570円 東京ドームシティアトラクションズ:3歳以上1,980円(一部負担金)でご利用できます。 東武動物公園:3歳以上1,260円(一部負担金)でご利用できます。 としまえん:一部負担金なしでご利用できます。
契約施設	紀州鉄道直営宿泊施設:全国29カ所のホテル・ピラがご利用できます。 かんぼの宿:全国66カ所のかんぼの宿を500円引きでご利用できます。



#### 表紙格言の著者紹介

コンラート・アデナウアー  
(1876～1967)

ドイツの政治家。西ドイツの初代連邦首相を1949～1963年にわたって務めた。また1951～1955年には外相を兼任した。戦前はドイツ中央党に属し、戦後はキリスト教民主同盟の初代党首。